



健康保険法の改正について

平成 28 年 4 月から、健康保険制度が改正されます。今号では、事業主様や人事労務ご担当者の皆様に関係の深いポイントに絞ってお届けします。

1 標準報酬月額の上限が引き上げられます

標準報酬月額は、健康保険（40 歳以上 65 歳未満の方は介護保険も適用）・厚生年金において、従業員に支給される毎月の給与等の額（報酬月額）を一定の幅で区分し、等級別にしたもので、保険料や保険給付の計算の基礎となる金額です。

現在の最高等級の上位に 3 等級が追加されます

健康保険では 47 等級 121 万円（報酬月額 117.5 万円以上）が上限でしたが、4 月からは次の等級が新たに追加されます。

標準報酬		報酬月額
等級	月額	
48	127 万円	123.5 万円以上 129.5 万円未満
49	133 万円	129.5 万円以上 135.5 万円未満
50	139 万円	135.5 万円以上

その影響は？

健康保険・厚生年金保険料は、各従業員の報酬月額を等級区分に当てはめることによって標準報酬月額を決定し、その標準報酬月額に健康保険・厚生年金保険それぞれの保険料率を乗じて算出します。今回の改正により、現在 47 等級の方の報酬月額によっては、4 月以降は改定後の新等級に引き上げられ、健康保険料が増額となることが考えられます。

協会けんぽ加入の事業所で、新等級に該当する被保険者がいる事業主に対しては、4 月中に管轄の年金事務所から「標準報酬改定通知書」が送付されるため、事業主からの届出は不要です。健保組合加入の事業所は、健保組合からの案内に従ってください。

尚、新等級に引き上げられた方の給与から控除する保険料額については、充分ご注意ください。

厚生年金は？

今回の等級区分の変更は健康保険に限ったものであり、厚生年金の標準報酬月額の等級区分は現在の 1 等級 9.8 万円から 30 等級 62 万円のまま変更はありません。

2 標準賞与額の上限が引き上げられます

健康保険・厚生年金保険では、その月に支給された賞与額から 1,000 円未満を切り捨てた標準賞

与額を決定し、その標準賞与額にそれぞれの保険料率を乗じて保険料を算出します。

累計標準賞与額 540 万円から 573 万円へ

標準賞与額には上限が設定されていて、この上限額を超えた部分について保険料は掛かりません。

健康保険における標準賞与額の上限は、年度の累計額（累計標準賞与額）540 万円とされていましたが、4 月から 573 万円に引き上げられます。

厚生年金は？

厚生年金の標準賞与額の上限は、1 ヶ月あたり 150 万円のまま変更はありません。

3 傷病手当金・出産手当金の計算方法が変わります

傷病手当金とは

傷病手当金は、健康保険被保険者が業務外の病気やケガによる療養のために仕事を休み、給与（報酬）を受けられないときに、申請により受けることができる給付です。

出産手当金とは

出産手当金は、出産の前後における一定期間内において健康保険被保険者が出産のために仕事を休み、給与（報酬）を受けられないときに、申請により受けることができる給付です。

支給額の計算方法が変わります

傷病手当金・出産手当金は、1 日につき標準報酬日額の 3 分の 2 相当額が支給されます。4 月以降は、標準報酬日額の算定方法が次のとおり変更されます。

■ 3 月 31 日までの標準報酬日額 【変更前】

〔休んだ日の標準報酬月額〕 ÷ 30 日



■ 4 月 1 日からの標準報酬日額 【変更後】

【支給開始日以前の継続した 12 ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】 ÷ 30 日

※支給開始日とは、「一番最初に給付が支給された日」のことです。

※支給開始日以前の期間が 12 ヶ月に満たない場合は、「支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額」と「平均標準報酬月額（協会けんぽ 28 万円、健保組合は独自の金額）」を比べて、少ない方の金額を使用して計算します。

ご質問・ご相談等ございましたら、朝日社会保険労務士事務所までお気軽にご連絡ください。

（文責：特定社会保険労務士 田口千恵）

